

○ 水産業体質強化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和４年３月28日付け３水推第1433号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（事業の内容等） 第３ 本事業の実施主体（以下「事業主体」という。）は、次に掲げる１の事業については特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構、２の事業については水産庁長官が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体、３の事業については漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は水産庁長官が適当と認める団体とし、次の事業を行うものとする。 １ 漁業構造改革総合対策事業 （１）漁業改革推進集中プロジェクト運営事業 ア 中央プロジェクト本部運営事業 （ア）・（イ） （略） （ウ）中央協議会は、水産庁長官が別に定めるところにより、養殖業に関する有識者等からなるマーケットイン型養殖業・生産管理評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、評価委員会に対して次の事項を委任する。なお、評価委員会には、（v）について評価委員会技術開発部会、（vi）について評価委員会養殖連携部会を設置し、これらの部会に専門的な知見を有する委員を含めた上で委任することとする。 （i）・（ii） （略） （iii）<u>養殖経営体</u>が作成した<u>養殖業改善計画及び令和８年熊本地震の被災者が作成した養殖業再建・改</u>	（事業の内容等） 第３ 本事業の実施主体（以下「事業主体」という。）は、次に掲げる１の事業については特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構、２の事業については水産庁長官が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体、３の事業については漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は水産庁長官が適当と認める団体とし、次の事業を行うものとする。 １ 漁業構造改革総合対策事業 （１）漁業改革推進集中プロジェクト運営事業 ア 中央プロジェクト本部運営事業 （ア）・（イ） （略） （ウ）中央協議会は、水産庁長官が別に定めるところにより、養殖業に関する有識者等からなるマーケットイン型養殖業・生産管理評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、評価委員会に対して次の事項を委任する。なお、評価委員会には、（v）について評価委員会技術開発部会、（vi）について評価委員会養殖連携部会を設置し、これらの部会に専門的な知見を有する委員を含めた上で委任することとする。 （i）・（ii） （略） （iii）<u>養殖経営体</u>が作成した<u>養殖業改善計画に係る認定及び令和６年能登半島地震の被災者が作成する</u>

善計画に係る認定並びに令和6年能登半島地震の被災者が作成する養殖業再建計画の評価

(iv) 認定された養殖業改善計画（以下「認定養殖業改善計画」という。）及び養殖業再建・改善計画（以下「認定養殖業再建・改善計画」という。）並びに令和6年能登半島地震で被災した養殖経営体が作成し事業主体が承認した養殖業再建計画（以下「承認養殖業再建計画」という。）に基づき実施する実証事業の実証結果の評価・検証及び実証事業を行った養殖経営体に対する指導及び助言

(v)・(vi) (略)

(エ) (略)

(オ) 事業主体は(ウ)の(i)～(vi)の実施に必要な調査を関係機関と協力して実施するほか、養殖業再建計画の承認を行い、養殖業改善計画及び養殖業再建・改善計画の作成及び評価に必要な経費について養殖経営体に助成金を交付する。

(カ)・(キ) (略)

イ (略)

(2) 漁業構造改革推進事業

ア もうかる漁業創設支援事業

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 事業主体は、認定養殖業改善計画、認定養殖業再建・改善計画及び承認養殖業再建計画に基づき、養殖経営体の実証事業を実施する際、この実証事業に必要な経費について、養殖経営体に助成金を交付することがで

養殖業再建計画の評価

(iv) 認定された養殖業改善計画（以下「認定養殖業改善計画」という。）及び令和6年能登半島地震被災した養殖経営体が作成し事業主体が承認した養殖業再建計画（以下「承認養殖業再建計画」という。）に基づき実施する実証事業の実証結果の評価・検証及び実証事業を行った養殖経営体に対する指導及び助言

(v)・(vi) (略)

(エ) (略)

(オ) 事業主体は(ウ)の(i)～(vi)の実施に必要な調査を関係機関と協力して実施するほか、養殖業再建計画の承認を行い、養殖業改善計画の作成及び評価に必要な経費について養殖経営体に助成金を交付する。

(カ)・(キ) (略)

イ (略)

(2) 漁業構造改革推進事業

ア もうかる漁業創設支援事業

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 事業主体は、認定養殖業改善計画に基づき、養殖経営体の実証事業を実施する際、この実証事業に必要な経費について、養殖経営体に助成金を交付することができる。また、事業主体は、評価委員会技術開発部会

きる。また、事業主体は、評価委員会技術開発部会によって認定された養殖業技術開発計画に基づき、事業実施者が技術開発・実証事業を実施する際、この事業に必要な経費について、事業実施者に助成金を交付することができる。さらに、事業主体は、評価委員会養殖連携部会によって認定された養殖業ビジネス計画に基づき、事業実施者が収益性・生産性の高い養殖ビジネスの創出及びビジネスモデルの実証事業を実施する際、この事業に必要な経費について、事業実施者に助成金を交付することができる。

(エ)・(オ) (略)

イ (略)

2・3 (略)

別表（第10、第11関係）

区 分	細 分	経 費	補助率
1 (略)	(略)	(略)	(略)
2 漁業構造改革総合対策事業費(基金(資源管理・漁業革新推進勘定))	1 (略)	(略)	(略)
	2 漁業構造改革推進事業費(基金)	1 もうかる漁業創設支援事業費 事業主体が、認定改革計画に基づくもうかる漁業創設支援事業を実施する水産業協同組合等に対して用船料等算定額及び生産契約料等算定額並びに事業管理費に係る助成金を交付し、認定養殖業改善計画、認定養殖業再建・改善計画及び承認養殖業再建計画に基づくもうかる漁業創設支援事業を実施する養殖経営体等	(略)

によって認定された養殖業技術開発計画に基づき、事業実施者が技術開発・実証事業を実施する際、この事業に必要な経費について、事業実施者に助成金を交付することができる。さらに、事業主体は、評価委員会養殖連携部会によって認定された養殖業ビジネス計画に基づき、事業実施者が収益性・生産性の高い養殖ビジネスの創出及びビジネスモデルの実証事業を実施する際、この事業に必要な経費について、事業実施者に助成金を交付することができる。

(エ)・(オ) (略)

イ (略)

2・3 (略)

別表（第10、第11関係）

区 分	細 分	経 費	補助率
1 (略)	(略)	(略)	(略)
2 漁業構造改革総合対策事業費(基金(資源管理・漁業革新推進勘定))	1 (略)	(略)	(略)
	2 漁業構造改革推進事業費(基金)	1 もうかる漁業創設支援事業費 事業主体が、認定改革計画に基づくもうかる漁業創設支援事業を実施する水産業協同組合等に対して用船料等算定額及び生産契約料等算定額並びに事業管理費に係る助成金を交付し、認定養殖業改善計画及び承認養殖業再建計画に基づくもうかる漁業創設支援事業を実施する養殖経営体等に対して導入する資材・機材	(略)

		に対して導入する資材・機材等に係る助成金を交付し、及び認定養殖業技術開発計画に基づくもうかる漁業創設支援事業を実施する事業実施者に対して技術開発・実証に係る助成金を交付するために必要な基金を造成するのに要する経費				等に係る助成金を交付し、及び認定養殖業技術開発計画に基づくもうかる漁業創設支援事業を実施する事業実施者に対して技術開発・実証に係る助成金を交付するために必要な基金を造成するのに要する経費	
		2 (略)	(略)			2 (略)	(略)
3 漁業構造	1 (略)	(略)	(略)	3 漁業構造	1 (略)	(略)	(略)
改革総合対策事業費(基金(競争力強化型勘定))	2 漁業構造改革推進事業費(基金)	1 もうかる漁業創設支援事業費 事業主体が、認定改革計画に基づくもうかる漁業創設支援事業を実施する水産業協同組合等に対して用船料等算定額及び生産契約料等算定額並びに事業管理費に係る助成金を交付し、認定転換方針に基づくもうかる漁業創設支援事業を実施する水産業協同組合等に対して用船料等算定額及び生産契約料等算定額並びに事業管理費に係る助成金を交付し、認定養殖業改善計画、 <u>認定養殖業再建・改善計画</u> 及び承認養殖業再建計画に基づくもうかる漁業創設支援事業を実施する養殖経営体等に対して導入する資材・機材等に係る助成金を交付し、認定養殖業技術開発計画に基づくもうかる漁業創設支援事業を実施する事業実施者に対して技術開発・実証に係る助成金を交付し、及び認定養殖ビジネス計画	(略)	改革総合対策事業費(基金(競争力強化型勘定))	2 漁業構造改革推進事業費(基金)	1 もうかる漁業創設支援事業費 事業主体が、認定改革計画に基づくもうかる漁業創設支援事業を実施する水産業協同組合等に対して用船料等算定額及び生産契約料等算定額並びに事業管理費に係る助成金を交付し、認定転換方針に基づくもうかる漁業創設支援事業を実施する水産業協同組合等に対して用船料等算定額及び生産契約料等算定額並びに事業管理費に係る助成金を交付し、認定養殖業改善計画及び承認養殖業再建計画に基づくもうかる漁業創設支援事業を実施する養殖経営体等に対して導入する資材・機材等に係る助成金を交付し、認定養殖業技術開発計画に基づくもうかる漁業創設支援事業を実施する事業実施者に対して技術開発・実証に係る助成金を交付し、及び認定養殖ビジネス計画	(略)

		に基づくもうかる漁業創出支援事業を実施する実施者に対して養殖ビジネスの創出・ビジネスモデルの実証に係る助成金を交付するために必要な基金を造成するのに要する経費				援事業を実施する実施者に対して養殖ビジネスの創出・ビジネスモデルの実証に係る助成金を交付するために必要な基金を造成するのに要する経費	
		2 (略)	(略)			2 (略)	(略)
4・5 (略)	(略)	(略)	(略)	4・5 (略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この通知は、令和８年８月２８日から施行する。